

高齢者虐待防止指針

あいりレー福祉事業グループ 社会福祉法人桐孝会
ショートステイ「あいりレー石岡鹿の子」

1. 虐待防止の基本姿勢

利用者様の人権と尊厳を保持するため、いかなる場合でも、利用者様に対して虐待を行ってはならない。

虐待防止のために必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講じ、すべての職員が高齢者虐待について理解し、虐待の予防と早期発見に努めるため、当グループの基本的な考え方としてこの指針を定めるものとする。

2. 虐待の定義

① 身体的虐待

高齢者の身体を傷つけたり、傷つけるおそれのある暴行を加えたり、拘束したりする行為。

② 心理的虐待

高齢者に暴言を吐いたり、拒絶したりする行為。また著しい心理的外傷を与える言動をする行為。

③ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をしたり、させたりする行為。

④ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得たりする行為。

⑤ 介護放棄（ネグレクト）

高齢者に食事を与えなかったり、おむつを替えない等、長時間放置したりする行為。

3. 高齢者虐待と身体拘束禁止規定

サービスの提供にあたっては、当該利用者様または他の利用者様の身体を保護するため「緊急やむを得ない場合※」を除いて、身体拘束等の利用者様の行動を制限する行為を行ってはならない。

※身体拘束の3原則「切迫性・非代替性・一時性」が認められる場合

やむを得ず身体拘束を行う場合は十分に必要最低限の方法、期間、安全性の検討を行う。緊急やむを得ない理由、実施日時、対象利用者並びに他利用者様の心身の状況、経過等を記録しなければならない。また、事後には速やかに家族等代理人にも理由とともに実施の旨を伝え、速やかに管理者（施設長）、看護師、生活相談員、介護職員、家族等が参加するカンファレンスを開き、対応の仕

方や利用者様への影響の検証、今後の対応方針の検討を行わなければならない。

4. 高齢者虐待防止委員会に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

（1）設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するため。

（2）高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・ 委員長は管理者が務め、そのほかの構成委員は生活相談員、介護主任、看護職員、夜勤職員それぞれ1名が務める。
- ・ また、必要に応じてその他の職員、外部の有識者等を参加させることができる。
- ・ 身体拘束適正化委員会と兼務とすることができる。

（3）高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・ 定期の委員会は、委員長の招集により年2回開催する。
- ・ そのほかにも虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

（4）高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

（5）高齢者虐待防止の担当者の選任

委員会は構成委員から高齢者虐待防止の担当者を選任する。

高齢者虐待防止の担当者は職員に対する高齢者虐待防止指針、委員会の議事概要等の周知に努めるものとする。

5. 高齢者虐待防止の研修に関する事項

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施（都度）
- (3) その他、臨時で必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

6. 高齢者虐待や不適切ケアへの対応

虐待や不適切ケアが発生した場合、速やかな初期対応を行うよう努める。

- ① 利用者様の安全を確保する
- ② 事実確認
- ③ 通報、組織的な情報提供
- ④ 本人・家族への状況説明や謝罪、関係機関への報告、調査への協力
- ⑤ 原因分析と再発防止の取り組み
 - ※ 守秘義務よりも、虐待の通報が優先される。
 - ※ 正確な事実確認をし、情報を隠さないこと。

7. 虐待を受けたと思われる、または虐待が疑われる利用者様を発見した際の留意点

介護職員は自分の従事している事業所において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、（状況の如何にかかわらず）速やかに市町村への通報する義務があるとされている。

養護者（家族等）による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合も、生命又は身体に重大な危険が生じている場合には通報義務がある。それ以外の時でも、虐待の疑いがある場合には通報努力義務がある。

上記の規定から、職員は適切に義務を遂行しなければならない。

市町村は通報者を特定させるものを漏らしてはならないと規定されている。また、通報をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないと規定されている。

職員は、判断に迷う場合は一人で抱え込まずに上司に相談するなどし、早期の解決を図る。

8. 高齢者虐待・不適切なケアを防ぐ取り組み

- ・ 職員の勤務体制、職場環境などの背景要因を解消する。
- ・ 職員の倫理観・コンプライアンスを高めるための研修を行い、利用者様の権利や利益を守る、適切なケアを提供する。
- ・ 定期的な委員会の開催（発生時、臨時の委員会開催）で十分な検討を行う。

9. 成年後見制度の利用支援について

利用者様やご家族様に対して、利用者様の権利を擁護するための成年後見制度等の情報提供を行う。また、市の関係窓口等と連携をとりつつ、成年後見センターを案内するなどの支援を行う。

10. 虐待等に係る苦情解決方法について

虐待等の苦情相談については、苦情を受けた職員は管理者に報告を行う。個人情報の取り扱いに注意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。

管理者は、苦情受付担当として速やかに客観的な事実調査を行い、その結果を苦情主に対して正確に説明しなければならない。また、虐待の事実が認められた場合には事業所は誠意をもって謝罪し、賠償責任が生じる場合にはこれを果たさなければならない。

11. 当指針の閲覧について

本指針はホームページに公表し、利用者様等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

12. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

（附則）

令和6年4月1日策定

令和6年8月1日改定

令和7年6月1日改定